

川内地区水道料金

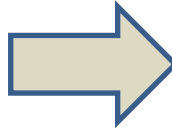
◎平成22年5月分料金から、経過措置を講じながらむつ地区に料金統一されました。

[川内地区 旧料金]

区分 用途	基本料金		従量料金 1 m ³ 当り	
	水量	料金		
家庭用	8m ³	1,320 円	9~38m ³	160 円
			39m ³ 以上	180 円
営業用	10m ³	1,650 円		180 円
団体用	10m ³	1,650 円		180 円
浴場用	100m ³	9,000 円		70 円
臨時用	10m ³	1,650 円		180 円

[新料金(むつ地区 現行料金)]

区分 用途・口径	基本料金		従量料金 1 m ³ 当り	
	水量	料金		
一般用	10m ³	13 mm	1,660 円	259 円
		20 mm	1,660 円	
		25 mm	2,990 円	
		40 mm	10,890 円	
		50 mm	16,280 円	
		75 mm	40,700 円	
		100 mm	66,500 円	
		150 mm	144,500 円	
プール用		1 m ³ 当り	180 円	
船舶用		1 m ³ 当り	180 円	



○メーター使用料

口径	料金
13 mm	120 円
20 mm	190 円
25 mm	230 円
30 mm	310 円
40 mm	370 円
50 mm	960 円

○メーター使用料はありません。

*新水道料金 = (基本料金 + 従量料金) + 消費税額

*旧水道料金 = (基本料金 + 従量料金 + メーター使用料) + 消費税額

川内地区の経過措置

☆経過措置として、平成26年度まで新旧料金の差額を段階的に調整します。

平成24年5月～平成26年4月までの調整率は **2 / 5** です。

	増減率	調整率
平成22年5月～	1/5	4/5
平成24年5月～	3/5	2/5
平成26年5月～	5/5	無し

水道料金(税込) = [新料金(税抜) - {(新料金(税抜) - 旧料金(税抜)) × 調整率}] + 消費税額
(1円未満切り捨て)

経過措置の計算例

家庭用 口径13mmで1ヶ月15m³使用の場合	
新料金(税抜) = 基本料金 1,660円 + (従量料金 259円 × 5m ³) = 2,955円	
旧料金(税抜) = 基本料金 1,320円 + (従量料金 160円 × 7m ³) + メーター使用料 120円 = 2,560円	
水道料金(税込) = [新料金(税抜) - {(新料金(税抜) - 旧料金(税抜)) × 調整率}] + 消費税額	
2,936円 = [2,955円 - { (2,955円 - 2,560円) × 2 / 5 }] + 139円 (1円未満切り捨て 158円)	
家庭用 口径13mmで1ヶ月10m³使用の場合	
新料金(税抜) = 基本料金 1,660円 + (従量料金 259円 × 0m ³) = 1,660円	
旧料金(税抜) = 基本料金 1,320円 + (従量料金 160円 × 2m ³) + メーター使用料 120円 = 1,760円	
水道料金(税込) = [新料金(税抜) - {(新料金(税抜) - 旧料金(税抜)) × 調整率}] + 消費税額	
1,785円 = [1,660円 - { (1,660円 - 1,760円) × 2 / 5 }] + 85円 (1円未満切り捨て △40円)	
営業用及び団体用 口径20mmで1ヶ月20m³使用の場合	
新料金(税抜) = 基本料金 1,660円 + (従量料金 259円 × 10m ³) = 4,250円	
旧料金(税抜) = 基本料金 1,650円 + (従量料金 180円 × 10m ³) + メーター使用料 190円 = 3,640円	
水道料金(税込) = [新料金(税抜) - {(新料金(税抜) - 旧料金(税抜)) × 調整率}] + 消費税額	
4,206円 = [4,250円 - { (4,250円 - 3,640円) × 2 / 5 }] + 200円 (1円未満切り捨て 244円)	